

府民調査実施以降の啓発効果の把握方法について

平成 23 年 11 月 22 日
人権啓発推進室

現在、集計作業中の府民調査については、「新京都府人権教育・啓発推進計画」（推進計画）策定後 5 年が経過したことから、折り返し点における同計画に基づく人権教育・啓発の取組の府民への効果の状況を把握し、今後の府における人権教育・啓発を推進するための参考資料とすることを目的に実施したものであり、かつ、調査結果の一部については、「明日の京都」中期計画の数値目標の基準値として設定する予定である。

今後、効果的な人権教育・啓発の取組を推進するためには、府民調査実施以降においても定期的に啓発効果及び数値目標の達成状況を把握する必要があると考えられる。

については、今後の啓発効果の把握方法について、

府民調査レベルの調査として、推進計画及び「明日の京都」中期計画の目標年次である平成 27 年度に実施することとし、その間の 3 年間においては、イベント会場等でのアンケートの実施に加え、下記のとおり一定の調査項目についてインターネットを利用したモニター調査を実施することにより把握に努めることとしたい。

記

平成 23 年度

- ① イベント会場等でアンケートの実施
- ② 府民調査

平成 24～26 年度

- ① イベント会場等でアンケートの実施
- ② インターネットモニター調査

- ▷ インターネットリサーチ会社にアンケート調査を委託する。
対象者（案）：約 1, 500 人（府民調査の回答者数）
調査項目：今後検討

▶ **メリット**

- ① リサーチ会社の登録モニターから選定するため短期間で実施できる。
- ② インターネットを活用して実施するため、印刷代、送料等が不要であり安価に実施できる。
- ③ ネット上で回答するため集計作業が容易である。

▶ **デメリット**

- ① 対象がインターネットを使用し、かつモニター登録している者に限定される。
- ② 委託するリサーチ会社によって回答結果が大きく変化する可能性がある。
- ③ 属性（居住地、性別等）は、登録者の申告によるものであり、確認できない。

平成 27 年度

- ① イベント会場等でアンケートの実施
- ② 府民調査

地域共生の実現

1 一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会へ 人権尊重

同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人に対する人権問題など、様々な人権問題が依然として存在している中であって、京都府は、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向かって進んでいきたいと考えています。
そして、このような社会の実現に向かっていくかどうかや、基本目標の達成状況について、測定指標によって確認・点検していくこととします。

| 現状・課題 | 対応方向 | 使命 | 基本目標 | 測定指標 | 測定方法 | 設定水準 | 数値目標 | 基準値(基準年) | 備考 | 具体方策 | |
|--|---|---------------------------|------------------------------------|---|---|--------------|------|-------------------|------------------------|---|---------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人に対する人権問題など、様々な人権問題が依然として存在しており、人権教育・啓発の進め方にも、さらなる工夫が求められています。 インターネットの普及など時代の変化に伴って、新たな人権侵害が増加しています。 | 府民参画型の人権教育・啓発の実施や国、市町村、NPO等と連携した人権相談システムの確立などにより、様々な人権問題の解決に取り組めます。 | 様々な人権問題の解決に取り組むこと | 人権をとりまく状況が改善されること | 人権が尊重されていると感じる人の割合 | 実態把握(アンケート調査) | 増加 | — | 38% (平成13年度) | 平成23年度以降の調査により基準値を設定予定 | <ul style="list-style-type: none"> 同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人に対する人権問題など、様々な人権問題の解決に向けた施策を推進します。 国、市町村、NPOなど関係機関と連携し、学校、職場、地域社会、家庭などあらゆる場や機会を通じた実効ある人権教育・啓発の取組を推進します。 府の機関で構成する「府民の人権を守る相談ネットワーク」を充実するとともに、国、市町村、NPO等、関係機関と連携した人権相談システムを確立します。 人権教育・啓発のイベントやシンポジウムの開催等に企画・立案段階から若者等の参画を促し、ざん新な発想やアイデアをとり入れた参画型の取組を推進します。 高齢を理由に民間賃貸住宅への入居を拒否されることのないようにするなど、高齢者が住み慣れたまちで住宅に入居しやすい環境づくりを推進します。 外国籍の府民が、言語や文化の壁を越えて府内で安心・安全に暮らせるように、府民・産学公で連携する国際交流プラットフォームをつくります。 様々な人権問題に関して調査・研究を行う財団法人世界人権問題研究センターの活動を支援し、研究成果を広く内外に発信、還元することにより、人権問題の解決につなげます。 | |
| | | | | 人権啓発事業の効果度(理解、関心の深まり、行動へのつながりを感じた人の割合) | 実態把握(人権啓発事業参加者へのアンケート、人権啓発資料冊子等同封アンケート) | 効果度80%以上 | 80% | — | | | |
| | | | | 人権侵害について相談する窓口を知っている人の割合 | 実態把握(人権啓発事業参加者へのアンケート、人権啓発資料冊子等同封アンケート) | 増加 | — | — | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 日本では、一部に、障害のある人、高齢者、妊婦などを通常の社会の仕様の中で生活しにくい人として特別扱いする風潮が見られます。 建物や製品等について、すべての人がはじめから安心・安全に利用できるユニバーサルデザインの考え方が広まっており、高齢化や国際化の進展に的確に対応するために、さらなる普及促進が求められています。 | ユニバーサルデザインの普及啓発や、だれもが不自由なく行き来できるまちづくりなどにより、ユニバーサルデザインの考えに基づく社会をつくります。 | ユニバーサルデザインの考えに基づく社会をつくること | ユニバーサルデザインの考えによるまちづくりや施設、商品等が増えること | 「ユニバーサルデザイン」の言葉とその意味を知っている人の割合 | 実態把握(府民に対するアンケート調査(インターネット)) | 認知度80%以上 | 80% | 50.9% (平成21年度) | 基準値は参考表記 | <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの考え方についての啓発・研修を実施するとともに、ユニバーサルデザインの普及促進を図る民間団体の取組を支援します。 子どもや高齢者、障害のある人などが不自由なく行き来できるまちづくりや、だれもが憩い、遊べる公園づくりなど、府民の気づきによるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。 鉄道駅舎などの公共的な施設等の整備におけるユニバーサルデザインの視点の徹底・バリアフリー化を推進します。 高齢者や子育て世帯はもとより、多様な世帯が居住し交流できる府営住宅等を整備し、当該施設等を核として、ユニバーサルデザインの考え方によるまちづくりを推進します。 | |
| | | | | 府立都市公園のうち、バリアフリー化実施済み公園の割合(トイレ)(3月末現在) | 実態把握(公園台帳) | 全公園で対策完了 | 100% | 73% (平成21年度) | | | 基準値は参考表記 |
| | | | | 府立都市公園のうち、バリアフリー化実施済み公園の割合(主要な施設を結ぶ園路)(3月末現在) | 実態把握(公園台帳) | 半数以上の公園で対策完了 | 50% | 18% (平成21年度) | | | 基準値は参考表記 |
| | | | | 市町村が定める生活関連経路のうち、バリアフリー化実施済み経路延長の割合(3月末現在) | 実態把握(整備実績) | 全経路達成 | 100% | 52% (平成21年度) | | | 基準値は参考表記 |
| | | | | 府内全鉄道駅舎数のうち、段差解消等対策実施済み駅舎数の割合(3月末現在) | 実態把握(鉄道事業者からの聞き取り) | 全駅舎で対策完了 | 100% | 80% (平成21年度) | | | 対象駅利用者5千人/日以上 の駅 基準値は参考表記 |